

表 高額介護サービス費の利用者の所得と利用者負担上限額（平成 27 年度 介護報酬改定）

区 分	利用者の所得	利用者負担上限額
利用者負担第 1 段階	生活保護受給者等	15,000 円
利用者負担第 2 段階	市町村民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計額が 80 万円以下の者	15,000 円（個人） 24,600 円（世帯）
利用者負担第 3 段階	市町村民税世帯非課税で第 2 段階以外の者	24,600 円（世帯）
利用者負担第 4 段階	市町村民税本人非課税者・市町村民税本人課税者	37,200 円（世帯）
利用者負担第 5 段階	利用者負担第 1 段階から第 3 段階以外で現役並み所得	44,400 円

高額サービス費の支給対象者には、サービスを利用した月から 2 ヶ月後に、市区町村から連絡がくる。通知が届き次第、介護保険課で申請する。